

37 信託の課税上の類型

Question 信託の課税上の類型について教えて下さい。

Answer

受益者が信託財産を有するものとみなし、収益発生時に課税するのが原則ですが、信託の形態に応じて、受益者が収益の受領時に課税される類型や、信託財産自体を法人とみなして受益者に課税する類型があります。

Explanation

1) 信託課税の基本

財産管理制度としての一般的な信託は、受益者に対して課税することを基本とします。信託財産の所有者である受託者には課税関係は生じません。

信託財産に属する資産と負債は受益者が有するものとみなし、その収益及び費用も受益者の収益及び費用とみなして、所得税と法人税が課税されます(所法13①、法法12①)。また、適正対価を負担せず受益権を取得した個人には、相続税又は贈与税が課されます(相法9の2)。

アパートを信託財産とする場合であれば、委託者が受益者となる自益信託では信託設定時に課税関係は生じませんが、受益者を子とする他益信託の場合であれば、アパートを贈与により取得したものとみなされ、その後は、子が不動産所得を申告することになります。税法上の受益者は、受益権を現に有する者に限られますので、信託終了時に資産を取得する帰属権利者や、遺言代用信託(34)における委託者死亡前の受益者には、課税関係が生じることはありません。

しかし、受益者が存しないか、あるいは特定できない場合でも、信託の変更権限を有し、かつ、信託財産の給付を受けることが可能な者は、受益者とみなされ課税関係が生じることがあります。具体的には、帰属権利者となっている委託者や、

残余財産の帰属に関する定めのない信託における委託者、信託の変更権限のある停止条件が付された信託財産の給付を受ける者が受益者とみなされます。

2) 集団投資信託

集団投資信託とは、合同運用信託や証券投資信託などの投資信託及び特定受益証券発行信託のことをいいます(法法2二十九)。証券投資信託などでは、受益者が信託財産を所有するものとみなして課税することは不可能です。そこで受託者段階では課税されず、受益者に信託収益が分配された段階で課税されます。

3) 法人課税信託

目的信託は、受益者の定めがない信託です。また、一時的に受益者が存在しないことも信託では許容されます。受益者もみなし受益者も存在しない場合、誰にも課税することができません。そこで信託設定時には信託財産に対して法人税を課税し、さらに、信託財産から生じる所得に対しては、受託者の固有資産から生じる所得とは区分し、信託財産を法人とみなしての法人課税を行います(法法4の6)。さらに、委託者の親族が利益を受けると見込まれる場合は、贈与税との税率差を利用した節税を防止するために、法人税と同時に贈与税を課税し、そこから法人税額を差し引くという課税方法が採用されます(相法9の4)。

同様に、法人を委託者とする自己信託など租税回避が想定される信託についても法人課税信託に該当するとされています。例えば、事業を信託することで、出資者(株主)が受益者として、法人(受託者)をパススルーして利得を得るという方法が想定されますが、そのような脱法を防止するために法人税を課税することにしましたのです。

(税理士/白井一馬)